

千葉県公告第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年3月17日

千葉県

千葉市長 神谷俊一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
習志野都市計画道路事業3・3・1号 東習志野実籾線
- 2 施行者の名称  
千葉県
- 3 事業施行期間  
平成10年3月18日から令和12年3月31日まで
- 4 図書の縦覧場所  
千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市建設局道路部道路計画課